（公印省略）
食生衛第８１０－３６号
令和４年１月２１日

関係各位

群馬県知事　山本　一太
（健康福祉部食品・生活衛生課）

群馬県まん延防止等重点措置の実施等について（依頼）

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。
さて、令和４年１月１９日（水）に開催しました、第７４回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり、群馬県まん延防止等重点措置を行うことを決定しました。
また、添付のとおり、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室及び群馬県健康福祉部感染症・がん疾病対策課経由で厚生労働省新型コロナウイルス等感染症対策推進本部から事務連絡がありました。
つきましては、県民及び事業者の皆様に対し、上記措置に基づく要請を行いますので、貴団体におかれましては、貴下会員や関係者等に対し各種広報・連絡手段を通じて周知いただきますようお願いします。

１　まん延防止等重点措置の主な内容
（１）まん延防止等重点措置の実施期間
令和４年１月２１日（金）から２月１３日（日）まで（２４日間）
（２）重点措置の区域等
措　置　区　域：３５市町村
※　詳細は『群馬県まん延防止等重点措置』を御確認ください。

２　内閣官房からの事務連絡
・【事務連絡】まん延防止等重点措置に関する公示等の全部を変更する公示等について
・【別紙１】新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更する公示　※群馬県を追加
・【別紙２】新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和４年１月 19 日変更）
・（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和４年１月 19 日）（新旧対照表）

３　厚生労働省からの事務連絡
・事務連絡：新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

担当：生活衛生・動物愛護係
TEL：027-226-2445
FAX：027-220-4300
e-mail：eiseisuidou@pref.gunma.lg.jp